

住居確保給付金のご案内

1 住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、行田市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金を受給するための要件は

- (1) 行田市在住及び住民票があること
- (2) 離職、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った又は失う恐れのあること
- (3) 申請者が主たる生計維持者であったこと
- (4) 下記のア～ウに該当すること
 - ア. 申請日において、離職又は廃業の日から2年以内である
 - イ. 仕事をしているが、個人の責めに帰すべき理由や都合によらず収入が減少し、離職又は廃業の場合と同等の状況である
- (5) 世帯全員の収入が収入基準額を満たしていること ※下記表参照
- (6) 世帯全員の金融資産が基準額以下であること ※下記表参照
- (7) 公共職業安定所に求職の申し込みをすること
- (8) 国の雇用施策による給付や類似の給付等を世帯全員が受けていないこと
- (9) 世帯全員が暴力団員でないこと

世帯員数	上限家賃額	収入基準額		金融資産
		収入基準額	上限	
1人	37,000円	申請者住宅費+78,000円	115,000円	468,000円
2人	44,000円	申請者住宅費+115,000円	159,000円	690,000円
3人	48,000円	申請者住宅費+140,000円	188,000円	840,000円
4人	48,000円	申請者住宅費+175,000円	227,000円	1,000,000円

3 支給期間・支給方法は

《支給期間》 原則3か月 ※条件によって延長申請が可能です。

《支給方法》 行田市が不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます。
ただし所得の状況によっては差額分のみ貸主等の口座に直接振り込みます。
自己負担分は直接不動産媒介業者等にお支払いください。

※行田市から不動産媒介業者等への振り込みは通常の支払い時期と異なります。

例) 4月末支払うべき家賃(5月分家賃)の場合、6月中旬頃に振り込まれる予定です。

4 申請に必要な書類は

- (1) 「生活困窮者住居確保給付金申請書」 ※様式ダウンロード
- (2) 「住居確保給付金申請時確認書」 ※様式ダウンロード
- (3) 「入居予定住宅に関する状況通知書」又は「入居住宅に関する状況通知書」 ※様式ダウンロード
注) 「入居予定住宅に関する状況通知書」または「入居住宅に関する状況通知書」は、不動産業者へ記載してもらうため、初回申請時でなく後日の提出でも構いません。
- (4) 本人確認書類 (次のいずれか)
運転免許証、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- (5) 就職状況の分かる書類
失業中の方…申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し (離職票等)
休業中の方…給与又は売上が減少している状況の確認できる書類
- (6) 世帯全員の収入状況の分かる書類
- (7) 世帯全員の金融機関の通帳の写し
- (8) ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し
- (9) 賃貸契約書の写し
- (10) 行田市自立相談支援センター「相談受付・申込票」
上記(1)～(10)に加え、行田市自立相談支援センターが聞き取りした記録を添付して申請となります。

5 住居確保給付金受給中に行っていたこと

行田市自立相談支援センターの相談員等による面接等の支援を月に1回以上受ける。

6 申請から支給までの流れ

行田市自立相談支援センターへ電話相談ください。

「4 申請に必要な書類は」を参考に、申請書等をご準備ください。

(申請書類は行田市社会福祉協議会 HP でダウンロードできます)

↓

書類を確認し、行田市自立相談支援センターから行田市へ申請を行います。

↓

行田市で審査決定を行います。(審査決定までの目安は2週間ほど)

↓

決定・不決定の通知が行田市自立センターに届き、申請者の方へ郵送します。

↓

決定の場合には、不動産媒介業者に対し、支給決定の旨・支払い時期について御連絡ください。

<申込：問い合わせ先>

行田市自立相談支援センター TEL：048-557-5400

〒361-0002 行田市酒巻 1737-1 (行田市社会福祉協議会内)